

■報告第10号 四万十町国民保護計画の変更について

【要旨】

四万十町国民保護計画の変更について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定により報告するものです。

【内容】

別紙のとおり

【根拠法令】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

（市町村の国民の保護に関する計画）

第35条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2～4 略

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第5項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

（市町村協議会の設置及び所掌事務）

第39条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

2 略

3 市町村長は、第35条第1項又は第8項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。